

## 「一時預かり事業」の届出について

児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」を実施するにあたっては、同法第34条の12の規定により、その事業の開始や変更等について、事業の開始届出等が必要となります。

### 1 提出先

姫路市こども未来局教育保育部こども保育課 (Tel079-221-2314)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

※ 事業所の所在地が姫路市内にある事業所に限ります。

### 2 届出手続き

#### (1) 開始の届出

○ 届出時期

あらかじめ（事業の開始前までに）

○ 届出様式

【様式第1号】一時預かり事業（開始・変更）届出書

○ 届出事項

① 事業の種類及び内容

② 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

③ 定款その他の基本約款

④ 職員の定数及び職務の内容

⑤ 主な職員の氏名及び経歴

⑥ 事業を行おうとする区域（市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。）

⑦ 当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員

⑧ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

⑨ 事業開始の予定年月日

○ 注意事項

一時預かり事業を実施する事業所ごとに届出を行ってください。

#### (2) 変更の届出

○ 届出時期

変更の日から1月以内

○ 届出様式

【様式第1号】一時預かり事業（開始・変更）届出書

○ 届出事項

(1)の届出事項のうち、変更が生じた事項

#### (3) 廃止又は休止の届出

○ 届出時期

あらかじめ（事業の廃止・休止前までに）

- 届出様式
  - 【様式第2号】一時預かり事業廃止（休止）届出書
- 届出事項
  - ① 廃止又は休止しようとする年月日
  - ② 廃止又は休止の理由
  - ③ 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
  - ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

### 3 届出内容及び添付書類

- 「届出様式の記入要領」を参照してください。
- 届出様式等は、姫路市役所（こども保育課）のホームページからもダウンロードが可能です。  
ホームページ見出し：「一時預かり事業（乳幼児対象）の開始等に関する届出」  
(<http://www.city.himeji.lg.jp/s50/25179/34249/19994.html>)